

「差別を許さない人権が尊重される三重をつくる条例(仮称)案」に基づく想定対応事例 ①

不 当 な 差 別	人 権 侵 害 行 為
属 性 感染症等の疾病	種 類
事案に応じた県の機関(相談窓口)はどこか	
人権センター	
<p>◎相談内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症に感染した県民から、直接誰かから差別的発言を受けたわけではないが、報道やインターネット上の書込みを見るなどしたことにより、差別を受けるのではないかと いう不安を抱えているという相談があった。</p>	
<p>◎どのような相談対応を行ったか</p> <p>相談者の訴えを丁寧に傾聴し、その不安に寄り添う姿勢を示すとともに、万一差別と考えられる 事態が生じた場合には、県の窓口等に相談してほしいということや、重大な人権侵害が懸念され るケースについては「新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議」という 仕組みも設けられているといったことを助言した。</p>	
<p>◎相談の結果</p> <p>相談者は、「自身の不安を丁寧に聴いてくれたのでスッキリした。何か具体的に差別を受けるよ うなことがあれば、また相談に来る」という反応を示し、不安が軽減された様子だった。</p>	
<p>◎申立てが行われた場合、どのような対応を行ったか</p>	

「差別を許さない人権が尊重される三重をつくる条例(仮称)案」に基づく想定対応事例 ②

不 当 な 差 別	人 権 侵 害 行 為
属 性 国 籍	種 類
事案に応じた県の機関(相談窓口)はどこか	
人権センター	
<p>◎相談内容</p> <p>ネイルサロン店をインターネットで予約したところ、外国人であることを理由に電話で予約を取り消された、と相談があった。</p>	
<p>◎どのような相談対応を行ったか</p> <p>人権センターの担当者が確認したところ、そのネイルサロン店のインターネット予約サイトでは、外国人はリピーターからの紹介がなければ、利用ができないと記していた。</p> <p>そこで、ネイルサロン店に電話にて確認したところ、外国人はトラブルを起こしがちという認識のもと、そのような取扱いをしているとのことであったが、外国人であることを理由に一律に利用を拒むことは不当な差別的取扱いに当たることを丁寧に説明し、今後は、トラブルについては個別に適切な対応をとりつつ、外国人についても他の客と同様の対応をとってほしいと要望した。</p>	
<p>◎相談の結果</p> <p>店側は理解を示し、不適切な記載を削除した上、今後は外国人であっても、他の客と同様の対応を行うと約束した。この内容について、相談者に説明したところ、納得した。</p>	
<p>◎申立てが行われた場合、どのような対応を行ったか</p>	

「差別を許さない人権が尊重される三重をつくる条例(仮称)案」に基づく想定対応事例 ③

不 当 な 差 別	人 権 侵 害 行 為
属 性 感染症等の疾病	種 類 プライバシーの侵害、 <sup>ひぼう</sup> 誹謗中傷
事案に応じた県の機関(相談窓口)はどこか	
人権センター	
<p>◎相談内容</p> <p>インターネット上の掲示板に、自身の息子が新型コロナウイルス感染症に感染した旨の書込みがあり、併せて「家族もろとも町から出ていけ」という誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>が書き込まれているとして、父親から相談があった。</p>	
<p>◎どのような相談対応を行ったか</p> <p>そのインターネット上の掲示板を確認した結果、相談者の息子の名前は明示されていなかったものの、掲示板中の他の書込み等から相談者の息子であることを特定することが可能であり、本人及びその家族のプライバシーを侵害するとともに、彼らに対する誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>であり、かつ、不当な差別的言動であると認められた。</p>	
<p>◎相談の結果</p> <p>書込みを行った者の特定は困難であったので、人権センターから、津法務局に対し、サイト管理者に削除要請するよう依頼した。その後、津法務局からサイト管理者に削除要請が行われ、それらの書込みは削除されるに至った。</p>	
<p>◎申立てが行われた場合、どのような対応を行ったか</p>	

「差別を許さない人権が尊重される三重をつくる条例(仮称)案」に基づく想定対応事例 ④

不 当 な 差 別	人 権 侵 害 行 為
属 性	種 類 プライバシーの侵害(監視)
事案に応じた県の機関(相談窓口)はどこか	
人権センター	
<p>◎相談内容</p> <p>一人暮らしの高齢者から、近所の住民から常に監視されており、外出するのが怖いとの相談があった。</p>	
<p>◎どのような相談対応を行ったか</p> <p>本人から事情をよく聞いたところ、鍵やカーテンを閉めて家の中にいるのに、天井から近所の住民が覗いてくると言うなど、不自然な点が多く、精神的なケアも含めて対応する必要があるケースと判断され、人権センターで加害者とされる方にアプローチすることは適当ではないと考えられた。</p> <p>そこで、相談者が一人暮らしの高齢者であることも考慮し、相談者の居住市の地域包括支援センターに相談していただくことをお勧めし、相談者の承諾の上、同センターに支援の依頼を行った。</p>	
<p>◎相談の結果</p> <p>その地域包括支援センターと情報共有を行ったところ、相談者に精神的な問題が生じているとので、医療的な処置が講じられるとのことだった。</p> <p>しかし、相談者は、その後も人権センターに同様の相談に訪れ、その都度、地域包括支援センターと連携して対応していたが、度々同様のことが重なったことから、対応を継続することが困難であると判断し、今後は同じようには対応しかねる旨を相談者に伝えた。本人は納得しかねている様子であったが、それ以降、人権センターを訪れることはなくなった。後に地域包括支援センターから医療的な対応が軌道に乗ってきたとの連絡があった。</p>	
<p>◎申立てが行われた場合、どのような対応を行ったか</p>	

「差別を許さない人権が尊重される三重をつくる条例(仮称)案」に基づく想定対応事例 ⑤

不 当 な 差 別	人 権 侵 害 行 為
属 性 国 籍	種 類
事案に応じた県の機関(相談窓口)はどこか	
人権センター	
<p>◎相談内容</p> <p>外国人である相談者が、公衆浴場を利用しようとしたところ、入り口に「外国人の方の入場をお断りいたします」との張り紙が掲示されており、従業員に意図を確認したところ「最近、外国人利用者による迷惑行為が繰り返されているため、外国人の利用は一律にお断りすることにした」として、相談者の利用を認めようとしなかったとのことで、公衆浴場側に外国人であることを理由とする利用拒否を撤回するよう指導してほしいとの相談があった。</p>	
<p>◎どのような相談対応を行ったか</p> <p>公衆浴場の経営者に電話で聞き取り調査をしたところ、最近、外国人の利用者が土足で店内に入場したり、浴室で飲酒をして騒いだり、身体に石鹸をつけたまま浴槽に入ったり、浴槽に飛び込んだりするなどの迷惑行為をすることが多く、他の利用者から苦情が寄せられていたこともあり、外国人の利用拒否はやむを得ない判断だったとのことであり、自主的には外国人の利用拒否を撤回する気はないとのことだった。</p>	
<p>◎相談の結果</p> <p>上記の状況を相談者に伝えたところ、助言・説示・あっせんの申立てが行われた。</p>	
<p>◎申立てが行われた場合、どのような対応を行ったか</p> <p>改めて公衆浴場への調査を行った結果、国籍を理由とする不当な差別的取扱いであると判断し、助言を行うこととした。</p> <p>その際、当該事案が不当な差別に該当するかどうか、助言内容が適切かどうかについて、三重県差別解消調整委員会に諮問を行ったところ、当該事案は不当な差別に該当し、助言内容も適切であるとの答申がされた。</p> <p>そこで、当該公衆浴場に対し、外国人による迷惑行為の発生という事情があったとしても、外国人の利用を一律に拒否することは不当な差別的取扱いであると指摘した上で、①入浴マナーに従わない者に対しては、マナーを指導し、それでもマナーを守らないのであれば、市や警察の協力を要請するなどして退場させることが適切であること、②入場前から酒に酔っている者の入場や酒類を携帯しての入場などを断ることは考えられること、③日本の入浴マナーに不慣れな外国人利用者のために入浴マナーの啓発ポスターの掲示等を行うことが望ましいということを助言した。</p>	

助言内容を丁寧に説明した結果、その公衆浴場では、外国人の利用を一律に拒否することを撤回した上で、酒類の持込み等を禁止し、それに違反した者の利用を断ることとともに、外国人利用者向けの啓発ポスターを掲示することとなった。

「差別を許さない人権が尊重される三重をつくる条例(仮称)案」に基づく想定対応事例 ⑥

不 当 な 差 別	人 権 侵 害 行 為
属 性 性 別	種 類
事案に応じた県の機関(相談窓口)はどこか	
人権センター	
<p>◎相談内容</p> <p>最近、県外から移住をしてきた女性である相談者が、移住先の自治会の役員に立候補しようとしたところ、自治会の規約上は制限がないのに、自治会長から、「これまで女性が自治会の役員になった例はなく、立候補を取り下げしてほしい。女性は能力的に男性より劣っているので、男性を支えておればよい」という趣旨の発言をされ、立候補の取下げを迫られたとのことで、このような対応は女性差別であり、なんらかの対応をしてほしいとの相談があった。</p>	
<p>◎どのような相談対応を行ったか</p> <p>その地域がある町の職員とも連携し、自治会長に確認したところ、そのような事実は認められたものの、この町の伝統であり、撤回するつもりはないとのことであった。</p>	
<p>◎相談の結果</p> <p>上記の状況を相談者に伝えたところ、助言・説示・あっせんの申立てが行われた。</p>	
<p>◎申立てが行われた場合、どのような対応を行ったか</p> <p>改めて自治会長への聴き取り調査を行った結果、性別を理由とする不当な差別的取扱い及び差別的言動であると判断し、説示を行うこととした。</p> <p>その際、当該事案が不当な差別に該当するかどうか、説示内容が適切かどうかについて、三重県差別解消調整委員会に諮問を行ったところ、当該事案は不当な差別に該当し、説示内容も適切であるとの答申がされた。</p> <p>そこで、自治会長に対して、女性という理由で自治会の役員への立候補の取下げを迫ることは不当な差別的取扱いであり、また、その際の発言も不当な差別的言動であり、撤回されたいという旨を説示した。</p> <p>自治会長は、不服そうにしていたが、町職員とともに丁寧に説示を行ったところ、自身の発言を撤回し、今後は自治会の役員に女性の立候補を認める方向で自治会内で検討するということがあった。</p>	

「差別を許さない人権が尊重される三重をつくる条例(仮称)案」に基づく想定対応事例 ⑦

不 当 な 差 別	人 権 侵 害 行 為
属 性 性自認	種 類
事案に応じた県の機関(相談窓口)はどこか	
人権センター	
<p>◎相談内容</p> <p>戸籍上の性別は男性であるが、性自認は女性であり、事情により性別適合手術は受けていないという相談者から、勤務先で以前から女性用トイレを使用していたが、会社側から突然、「女性用トイレの使用を今後はやめてほしい。不本意かもしれないが、男性用トイレを使用してほしい」と言われ、困惑するとともに憤りを感じているとの相談があった。</p>	
<p>◎どのような相談対応を行ったか</p> <p>会社側に聴き取り調査を行った結果、会社としては、相談者の性自認を尊重した対応をしたいと考えているが、複数の女性社員から安心してトイレを使用できないとの声が寄せられ、会社には男性用トイレと女性用トイレしか設置していないことから、やむなくそのような対応をとったとのことであり、現時点では方針を変えるつもりはないとのことだった。</p>	
<p>◎相談の結果</p> <p>上記の状況を相談者に伝えたところ、助言・説示・あっせんの申立てが行われ、希望としては、引き続き女性用トイレを使用できるようあっせんを実施してほしいとのことだった。</p>	
<p>◎申立てが行われた場合、どのような対応を行ったか</p> <p>相談者及び会社側からの主張を整理した上で、相談者に対し一律に女性用トイレの使用を禁止し、男性用トイレの使用を強制することは、性自認を理由とする不当な差別的取扱いに該当すると判断し、あっせん案を提示する方針を決めた。</p> <p>その際、当該事案が不当な差別に該当するかどうか、あっせん内容が適切かどうかについて、三重県差別解消調整委員会に諮問を行った。調整委員会では、性の多様性に関する施策に詳しい学識経験者が専門委員に任命され、調査審議に加わった。その結果、当該事案は不当な差別に該当するとされ、内容を充実させる方向であっせん内容を一部修正すべきとの答申がされた。</p> <p>そこで、相談者と会社に対し、①会社のある市では職場環境の改善につながるトイレの設置に対する補助金が設けられていることも踏まえ、性別にかかわらず利用ができるトイレの社内への設置を検討すること、②性の多様性について、社内研修を行うなどして、社員の理解を深めることを主旨とするあっせん案を提示したところ、会社は今後、補助金を活用して「だれでもトイレ」を社内に設置するとともに、性の多様性に関する社内研修を行うことを受諾し、相談者も受け入れた。</p>	



「差別を許さない人権が尊重される三重をつくる条例(仮称)案」に基づく想定対応事例 ⑧

不 当 な 差 別	人 権 侵 害 行 為
属 性 被差別部落の出身であること	種 類
事案に応じた県の機関(相談窓口)はどこか	
人権センター	
<p>◎相談内容</p> <p>交際相手の実家に挨拶に行った際、相談者が出身地の話をしたところ、交際相手の父親の態度が急変し、「そこは同和地区じゃないか。娘が不幸になるから、〇〇〇〇(被差別部落出身者に対する賤称語)の血筋の者とは交際させられない。もう出て行ってくれ」と激高され、大きなショックを受けたとの相談があった。相談者の交際相手も同席しており、確認したところ、そのような事実を認め、自分が言っても聞く耳を持ってくれないので、県から指導してほしいとのことだった。</p>	
<p>◎どのような相談対応を行ったか</p> <p>相談者の交際相手から連絡先を聞き、その父親に電話で確認しようとしたところ、話すことはないと言われ調査への協力を断られた。</p>	
<p>◎相談の結果</p> <p>上記の状況を相談者に伝えたところ、助言・説示・あっせんの申立てが行われた。</p>	
<p>◎申立てが行われた場合、どのような対応を行ったか</p> <p>改めてその父親に連絡を取り、条例に基づく調査である旨を伝えたところ、話だけは聞くという態度に転じたため、父親のもとを訪問することとなった。父親に聴き取りを行ったところ、おおむね事実関係を認め、「言い過ぎたところはある、それはすまなかった。ただ、あくまで娘の将来を思っていることで、交際を認めるわけにはいかない」とのことだった。この調査の結果を踏まえ、被差別部落の出身であることを理由とする不当な差別的言動であると判断し、説示を行うこととした。</p> <p>その際、当該事案が不当な差別に該当するかどうか、説示内容が適切かどうかについて、三重県差別解消調整委員会に諮問を行ったところ、当該事案は不当な差別に該当し、説示内容も適切であるとの答申がされた。</p> <p>そこで、その父親に対し、被差別部落の出身であることを理由に交際に反対する発言、特に〇〇〇という言葉を用いることは不当な差別であるとして、今後は部落差別に対する理解を深めるよう説示を行った。</p> <p>しかし、「娘の幸せを願い、娘が差別されるリスクを避けようとするものの何がいけないのか。娘の交際以外で差別するつもりはない」と主張し、納得しなかったため、一旦帰庁した。</p>	

その父親は、正当な理由なく説示に従わないと判断されることから勧告を行うこととなった。それに先立って、その父親から意見の聴取を行うため、出頭を求めたところ、出頭に代えて従来の主張を書面にまとめたものの提出があった。

それを受けて改めて検討した結果、その父親に対して、今後、被差別部落の出身であることを理由とする不当な差別を行わないようにするとともに、部落差別に対する理解を深めるよう、書面にて勧告を実施した。

勧告を受け、また、娘による説得を受け、父親は一定の反省の態度を示したようだと言者から報告があった。